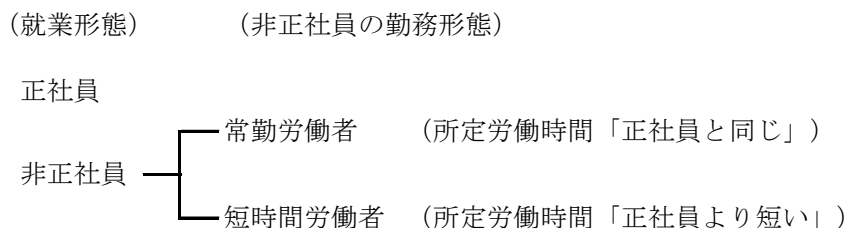


1 調査で使用された主な用語の定義

(1) 就業形態及び非正社員の勤務形態について

本調査では、その就業形態により、「正社員」、「非正社員」の2つに区分した。

また、非正社員の勤務形態については、「常勤労働者（所定労働時間が正社員と同じ者）」、「短時間労働者（所定労働時間が正社員より短い者）」の2つに区分した。



※ () 内は「介護労働者の就業実態と就業意識調査」における区分。

(2) 就業形態について

①「正社員(正規職員)」とは、本調査では、雇用している労働者で雇用期間の定めのないのうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員をいう。

②「非正社員(非正規職員)」とは、本調査では、正社員以外の労働者(契約社員、嘱託社員、臨時的雇用者、パートタイム労働者)をいう。

(3) 非正社員の勤務形態について

①常勤労働者(所定労働時間「正社員と同じ」)

事業所の定める所定労働時間を全て勤務する者。(正社員は全て常勤労働者である。)

②短時間労働者(パートタイム労働者)(所定労働時間「正社員より短い」)

1日の所定労働時間又は、1週の労働日数が常勤労働者より少ない者。

(4) 訪問介護員(ホームヘルパー)について

本調査では、介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して、家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う人をいう。

(5) 介護職員について

本調査では、訪問介護以外の介護保険法の指定介護事業所で働き、直接介護を行う人をいう。(看護職は含まない。)

(6) 介護保険サービス系型区分について

本調査では、主な介護サービスの種類を下記の介護保険サービス系型に区分した。

・訪問系

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援(事業所の実態調査)

・施設系(入所型)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

・施設系(通所型)

通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

・その他

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

なお、「介護労働者の就業実態と就業意識調査」では次の介護サービスも含む。

・居宅介護支援 ・介護保険以外のサービス ・その他(わからないを含む)

(7) 採用率、離職率は下記の式による。

採用率＝平成20年度(注1)の採用者数÷平成19年9月30日の在籍者数(注2)×100

離職率＝平成20年度の離職者数÷平成19年9月30日の在籍者数×100

(注1)平成20年度とは、平成19年10月1日から平成20年9月30日までをいう。

(注2)平成19年9月30日の在籍者数は、採用者数・離職者数について回答のあった事業所における平成20年9月30日の職種別在籍者数－採用者数＋離職者数である。

(注) その他の用語の定義

その他の用語の定義については、各報告書の「主な用語の定義」を参照されたい。

2 調査結果利用上の注意

- 1 構成比(パーセント計算値)には、表章単位に満たない場合は、「0.0」と表章している。
- 2 集計表中「－」印は、該当数値がない箇所である。
- 3 集計表中の該当数値に「＊」印があるものについては、サンプル数(回答数)が少なく(30未満)参考値との位置づけである。
- 4 事業所の実態調査において、「主とする介護サービスの種類別」については、サンプル数が1.0%に満たないサービスの種類についてはクロス集計表中「その他の介護給付におけるサービス」、「その他の予防給付におけるサービス」としてまとめた。

「その他の介護給付におけるサービス」に含むサービス:訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。

「その他の予防給付におけるサービス」に含むサービス:介護予防支援を除く予防給付における全てのサービス。

- 5 集計表・図・構成比(パーセント計算値)は、原則として無回答を含む合計値を分母としている。
なお、採用率・離職率、賃金、労働日数・時間数等については、回答のあった事業所数、または、回答のあった労働者数を分母としている。
- 6 集計表・図・構成比(パーセント計算値)において、四捨五入の関係で、項目の和が計の値に合わないことがある。
- 7 複数回答[該当する答えの全て(あるいは複数)を選択する方式]の場合、構成比(パーセント計算値)の和が100.0を超えるものがある。
- 8 復元は行っていない。
- 9 平均値の計算では、原則として分母は(合計—無回答)となっている。
- 10 報告書未掲載表の取扱い
紙面の都合上、本報告書に掲載されない結果については、財団法人介護労働安定センターまでお問い合わせ頂きたい。